

監 委 第 63号
令和5年8月16日

霧島市長 中重 真一 様

霧島市監査委員 東 邦 雄
同 岸 本 博 人
同 松 枝 正 浩

令和4年度決算に基づく霧島市健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び
第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度決算に基づく霧島市健全化判断比
率及び資金不足比率を審査した結果、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

令和4年度決算に基づく霧島市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく霧島市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年8月7日から令和5年8月16日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、審査に付された健全化判断比率審査及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、各比率については次のとおりである。

1. 健全化判断比率

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	早期健全化基準
実質赤字比率	(△10.15%) —	(△8.85%) —	—	11.62%
連結実質赤字比率	(△29.72%) —	(△29.96%) —	—	16.62%
実質公債費比率	6.5%	6.6%	△0.1	25.0%
将来負担比率	(△32.2%) —	(△34.5%) —	—	350.0%

※ 「—」表記は、実質赤字額及び連結実質赤字額並びに将来負担額がないため、記載すべき比率がないことを表記している。

「()」書きは、算出結果の比率が負数(比較対象外)であるが、参考値として表示したものである。

各比率を前年度と比較してみると、実質公債費比率は6.5%で0.1ポイント低くなっている。

いずれも早期健全化基準内であり、引き続き健全な財政の維持に努められたい。

2. 資金不足比率

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減	経営健全化基準
水道事業会計	(△190.17 %) —	(△189.33%) —	—	20.0%
工業用水道事業会計	(△935.29%) —	(△880.25%) —	—	
病院事業会計	(△32.85%) —	(△44.03%) —	—	
下水道事業会計	(△30.86%) —	(△72.28%) —	—	
温泉供給特別会計	(△4.28%) —	(△4.28%) —	—	

※ 「—」表記は、資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表記している。

「()」書きは、算出結果の比率が負数（比較対象外）であるが、参考値として表示したものである。

すべての会計において資金不足は生じていないが、引き続き健全な財政の維持に努められたい。